

令和8年度「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」実施要領

I 趣旨

建設業における墜落・転落災害は、建設業関係各位の尽力により減少傾向が見られていたが、令和7年は、死亡災害が減少する中、件数で前年同期比13人増加し、死亡災害に占める割合は、33.2%（226人のうち75人）から、42.5%（214人のうち91人）へと大幅に増加するなど、極めて深刻な状況になっている。

このため、令和6年4月に全面施行された、一側足場の使用範囲の明確化や足場の点検者の指名の義務化等の改正内容を含め労働安全衛生規則の遵守徹底のほか、令和5年12月に改正された「手すり先行工法等に関するガイドライン」や令和6年3月に策定された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく対策を推進していくことが必要である。また、引き続きフェールセーフ及びフェールプルーフ思想に基づき、設計段階、計画段階等でのリスクアセスメントを実施し、高所での作業をなくすといった危険有害要因を根本から除去することを最優先に、以下、設備面での対策、安全教育の実施、作業主任者の選任等の管理面での対策、適切な墜落制止用器具（以下「安全帯」という。）の使用等の重層的な対策に取り組むことが必要である。

令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」では、計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均年間件数に対して、15%以上減少させることを目標の一つとして掲げており、より一層の取組が必要となっている。

このようなことから、最も暑く過酷な作業環境となる期間に、墜落・転落災害の防止対策の実施について改めて周知徹底を図ることとする。

II 名称

墜落・転落災害撲滅キャンペーン

III 期間

令和8年8月1日から9月10日までの間

IV 主唱者

建設業労働災害防止協会（以下「協会」という。）

V 墜落・転落防止対策

V-1 会員が実施する事項

1 設計段階、計画段階等の対策（リスクアセスメントの実施）

危険要因を根本から除去するために、設計段階、計画段階等においてリスクアセスメントを実施し、高所での作業を必要としない、又は高所での作業が少なくて済む工法や作業方法を採用するなどにより、危険要因を根本から除去す

る。

2 作業時の対策

(1) 作業床の設置

高さが2 m以上の箇所では、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある作業を行う場合には、適切な作業床を設置し、作業床の端、開口部等には、手すり、囲い等を設ける。

ただし、作業床を設けることが困難な場合には、防網（安全ネット等）を張り、作業者に安全帯を使用させる等、墜落による作業者の危険を防止するための措置を講ずる。

併せて、令和5年12月に改正された「手すり先行工法等に関するガイドライン」や令和6年3月に策定された「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく対策を推進する。

(2) 踏み抜き防止措置

スレート屋根等での作業では、歩み板、防網、親綱等を設け、安全帯の使用を徹底する。

(3) 足場からの墜落防止措置

足場には、足場の種類に応じて、手すり、中さん等の墜落防止措置を講ずる。幅が1メートル以上の箇所における本足場の使用、足場の点検者の指名を徹底する。

また、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用を図る。

(4) はしご、脚立等の使用

高さが2 m以上の箇所では作業を行う場合には、原則、十分な広さと強度を持った作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた器具を使用することとし、移動式足場、可搬式作業台又は高所作業車の使用を検討する。はしごは、原則として昇降のみに使用する。どうしてもはしごや脚立を使用しなければならない場合は、令和3年3月17日付け基安安発0317第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長通知「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」を参考に、はしごや脚立を安全に使用する。

特に、木造家屋等低層住宅建築工事においては、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づき屋根、はしご、脚立等からの墜落・転落防止対策を講ずる。

(5) 安全帯の使用

高さ2 m以上の箇所では作業床、手すり等の設置が困難なとき、荷の上げ下ろし等で手すり等を一時的に開放するときには、安全帯の使用を徹底する。この場合は、防網を張り、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知する。

また、高さが5 mを超える箇所での作業の場合は、フルハーネス型の安全帯の使用を徹底する。

安全帯は、フルハーネス型・胴ベルト型のいずれにおいても構造規格に適合したものとし、使用に当たっては使用前点検を実施する。併せて、二丁掛け安全帯を使用し、フックの掛け替え時に2つのフックを同時に外さないことを徹底する。

(6) 作業主任者の選任

つり足場、張出し足場又は高さ5 m以上の足場の組立て、解体等の作業を行うときは、作業主任者を選任し、作業を監視させる。

(7) 足場の点検

- ① 足場における作業を行う全ての事業者は、点検者を指名し、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所の手すりなどの足場用墜落防止設備の取り外しや脱落の有無を必ず点検し、異常を認めるときは直ちに補修する。
- ② 悪天候又は足場の組立て等の後の足場の点検は、「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」や「施工管理者等のための足場点検実務者研修」の修了者等に行わせる。また、異常が認められたときは、直ちに補修する。
- ③ 点検を実施した場合には、氏名及び点検内容を記録する。

3 管理的対策等

(1) 安全衛生教育の実施

労働者を雇い入れたときは、安全帯の不使用といった不安全行動をしないよう、墜落・転落防止措置について教育する。

(2) 特別教育の実施

- ① フルハーネス安全帯の使用に当たっては、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を実施する。
- ② 足場の組立て、解体等の作業に労働者を就かせるときは、「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を実施する。

(3) 高年齢作業者の考慮

高年齢作業者が作業に従事する場合には、その特性やリスクの程度を勘案し、施設、設備、装置等の改善や作業内容等の見直しに取り組むとともに、高年齢作業者が自ら身体機能の維持向上に取り組めるよう健康や体力の状況を把握する。

(4) スローガンの設定

建設工事従事者の意識向上のため、事業場が取り組みやすいスローガン等を設定する。

V-2 協会が実施する事項

1 教育の実施

- ① 足場の組立て等作業主任者技能講習
- ② 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
- ③ 施工管理者等のための足場点検実務者研修
- ④ 足場の組立て等の業務特別教育
- ⑤ 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
- ⑥ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
- ⑦ フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座

2 技術支援の実施

知識・経験が豊富な「安全管理士」が事業場等を訪問し、墜落・転落災害防止対策を重点とする現場パトロール、安全相談、講演等を行う。(中小事業場に対しては無料。詳細は、建災防ホームページを参照。)

3 広報活動の実施

- ① 足場の点検者の指名、点検者の氏名の記録、一側足場の使用範囲の明確化等の労働安全衛生規則の一部を改正する省令の内容等を広報誌等において周知する。
- ② 広報誌「建設の安全」に本実施要領を掲載し、周知徹底を図る。
- ③ 協会ホームページに本実施要領を掲載し、周知徹底を図る。
- ④ キャンペーンリーフレットを作成する。
- ⑤ 啓発用ポスター、のぼり等を頒布する。